

平成29年度事業計画

I 法人

【経営理念】

1. 地域・社会に頼りにされ、皆が集える大樹となって地域・社会を守っていける様な法人になることを目指す。
2. 利用者の心身において支援が必要な部分を自己決定に基づいた支援を原則として、『人間性に関する尊厳』をいささかも制限されない様な支援をさせて頂き悔いの無い老後の人生を全うして頂く。
3. 自分の所属する法人が地域・社会に認められ、組織から自分の持てる能力が評価され、その功績が利用者の満足に繋がる支援ができる。
4. 地域・社会から信頼される社会福祉事業を経営展開することは当然の責務とし、これに加えて効率性のみにとらわれず法制度化されていない狭間の支援にも積極的に取り組む。

【基本方針】

『明るく』『楽しく』『和やかに』

【モットー】

『気付きとそうぞう（想像・創造）』

【当面目標】

自分や家族・親族が入所したいと思える施設を目指す。

【重点目標】

1. 事業計画に対する予算管理及び稼働率を四半期毎の6月、11月、3月に進捗報告会議を実施し対策及び補正に努める。
2. 社会福祉法人として、社会貢献の取り組み
 - ① 先ずは古郷地区(秋田)をはじめとし、岩岡地区を対象として施設の開放を積極的に実施する。
 - ② 地域行事における協力体制の確保と積極的参加に努める。
 - ③ 施設車両の貸出（借受者の任意保険に他車特約の加入確認で無料貸出）。
3. 介護に対する取り組み
 - ① 残存機能を活かした援助と異常の早期発見、早期対応により施設での生活をより安心して充実した暮らしができるよう支援する。
 - ② 認知症ケア・看取りケアに重点的に取り組み、利用者様・家族様に西神の里に入所して良かったと思っただけの介護を目指す。
4. 人事考課規程の効果的活用の実施により、職員一人一人のモチベーションを上げ『進んで仕事に取り組む職場』となる様に取り組み施設全体のレベルアップを目指す。また、職員のスキルアップの機会として外部研修への積極的参

加を促し、内部研修会においてもより実践に即した内容の充実を図ることでレベルアップを目指す。

5. 職員の定着

介護業界全体に人材の不足がみられ、西神の里においても離職する職員がありました。魅力のある職場になることで職員の定着と新しい人材の確保、職員処遇面の充実や職員教育の充実、又福利厚生についても慰安や懇親を目的として仕事面だけではなく職場内での仲間作りによる西神の里に勤めてよかったと思えるような職場環境を作り、ワクワク委員会を設置して取り組む。

6. 平成28年度も高齢者生活福祉センターの廃止予定について前年度より引き続き入居者の減少に伴う委託から外れた居室の有効利用と業績赤字の対策として新規事業に向けた計画実施を神戸市との協議を重ねました。事業展開として従来型特養とショートステイへの変換を以下のように提案し、おおむね計画の同意は得ていますが特養入所基準を満たさない方の対応について市の方針が現在も検討中です。引き続き平成29年度も事業実施に向けて積極的に提案をして合意が得られる様取り組んでいきます。

- ① 現在の入居者が同一敷地内での移動により東側・西側と分け、まずは第1期工事として東側での高齢者生活福祉センターの事業継続と西側での居室リニューアル工事と増床分工事の着手。
- ② 第2期工事として入居者の再度の移動により東側の居室リニューアル工事の着手と増床分工事の着手。
- ③ 特養入所基準を満たす要介護3以上の入居者はそのまま特養への入所になりますが、入所基準を満たさない要介護1・2と要支援1・2の入居者については特例措置としての入所とする。
- ④ 要支援者4名の方の特例入所が認められなかった場合は、高齢者生活福祉センターの定員を5名以下に定員変更して継続し、それ以外の部分を特養化実施したいと考えています。

7. 地産地消に向けた取組みと陶器食器の導入

平成26年度より取組んで来た地産地消は、JA兵庫六甲岩岡支店を窓口として野菜・米を中心に実施して来て現在消費率70%程度まで達成出来ています。更に消費率のアップを目指すと共に肉類や魚類に於いても継続的に仕入れ先の開拓に視野を向けて地産地消に取り組めます。

平成27年度より立ち上げたホームページのブログコーナーでその日に提供した食事をアップしていき地産地消の取組みを広報していきます。

また、陶器食器を導入することにより自宅での生活と変わらない食習慣と視覚、味覚、嗅覚ともに満足できる食事提供を行います。

【理事会の開催】

1. 第1回旧理事会（6月上旬頃） 平成28年度事業報告・決算報告承認
2. 第2回新理事会（11月下旬頃） 上半期事業計画報告・予算執行状況報告
3. 第3回新理事会（H30年3月中旬）平成30年度事業計画・予算承認
4. その他必要時開催

【評議員会の開催】

1. 第1回新評議員会（6月末頃） 平成28年度事業報告、決算報告承認
2. 第2回新評議員会（H30年3月中旬）平成30年度事業計画・予算承認
3. その他必要時開催

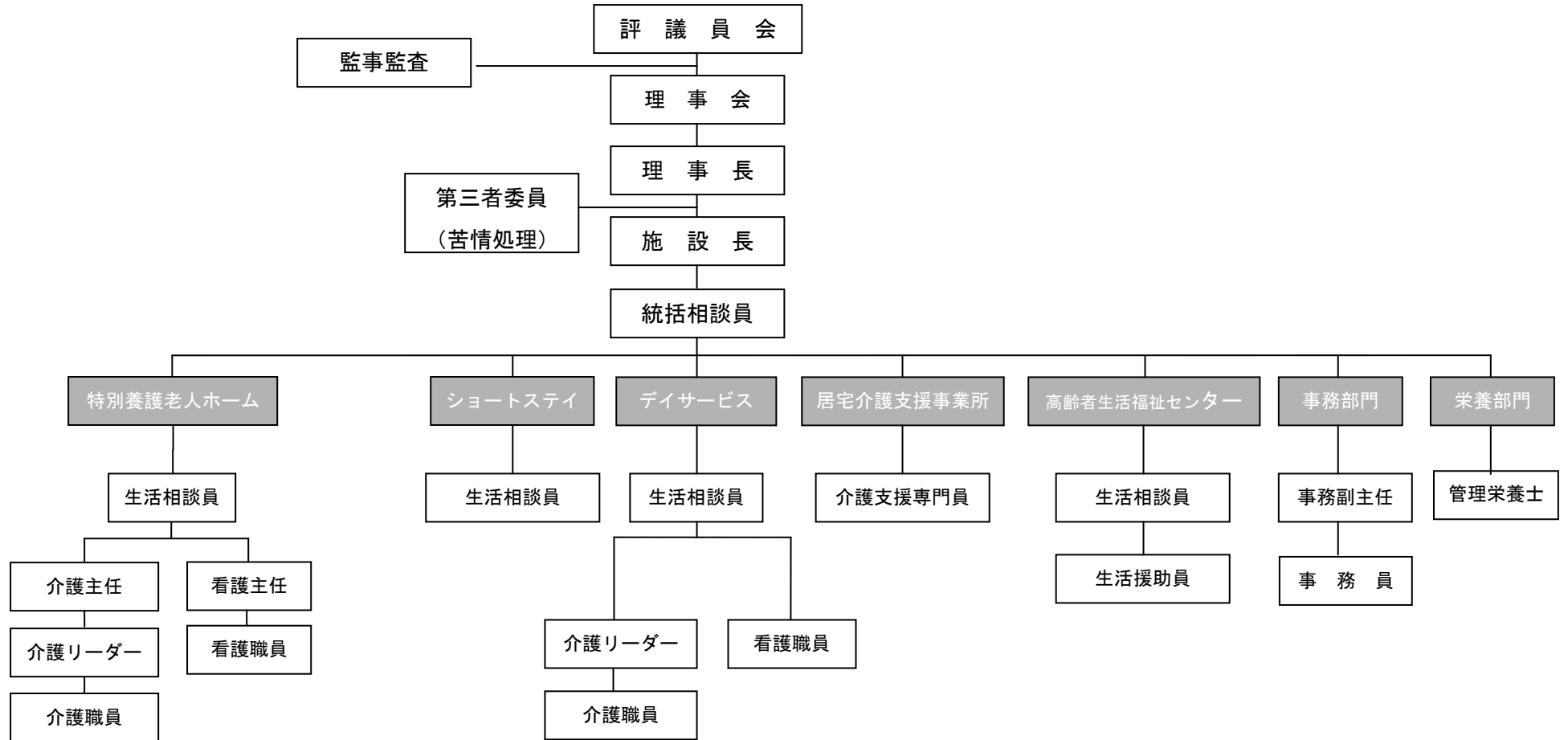
【監事監査の開催】

旧監事監査（5月下旬頃） 平成28年度事業監査

【役員構成】（案）

理事	理事長		藤原 俊昭
	施設長	特定理事 業務執行理事	木村 学司
			松井 年孝
			小西 阿佐男
			直田 雅夫
			小南 武司
評議員		杉尾 ユカリ	
		横山 孝美	
		田中 安幸	
		濱口 正博	
		木村 良明	
		敦見 泰子	
		青木 秀太郎	
監事			大野 秀朋
		特定監事	松井 浩光

組 織 図



Ⅱ 特別養護老人ホーム

1. 重点目標

- (1) 平成28年度の稼働率は97.5%と目標稼働率99%を達成することができませんでした。引き続き平成29年度も目標稼働率を99%とします。
- (2) 利用者様の尊厳を重視しつつ、その人らしい生活を送っていただけるよう専門性をもって支援していくことが使命であることから『支援してあげる』ではなく『支援させて頂いている』ということを常に念頭に入れて安全で快適な生活の場の提供と生活の質の向上を目指します。
- (3) サービスの質の向上を目指し、以下の点に取り組みます。
 - ① 職員の資質向上に向けた接遇・マナー教育の充実、援助業務教育の実施と外部研修への積極的参加によるスキルアップとともに内部研修において外部講師による内容の充実を図るとともに職員のモチベーションアップを目指します。
 - ② 気づきや配慮によるサービス提供こそが我施設の目指すサービスであることをリーダー職員中心に全職員に浸透させる教育を行います。
 - ③ 資格取得や研修参加の援助と有資格者による配置と資格取得後においても実践知識を常時継続的に補充できる体制の構築を作り上げます。
 - ④ 無駄を省き合理化を図る目的をもって、利用者主体を前提とした業務改善やコスト意識の定着を図り、進んで仕事に取り組む職場となるような体制の構築を目指します。
- (4) 利用者様の異常の早期発見、早期対応に努め施設内対応が可能となる体制の構築と利用者様各々の既往・現病の把握による健康管理の徹底を行い、施設での生活を可能な限り継続していただけるような体制の構築を目指します。

2. 各委員会活動

① 身体拘束ゼロ委員会

- 利用者様の人権を尊重し拘束をしない介護を検討して、その内容を職員全体で意識統一して取り組みます。
- 言葉の拘束（スピーチロック）も身体拘束になることを認識して、職員間お互いに注意し合える職場環境づくりに取り組みます。
- 身体拘束をしないことを大前提としますが、安全性を確保する為にどうしても実施しなければならない場合には、身体拘束に対する必要性の説明と同意を得て、期間を定めその間の経過観察記録をもとに身体拘束解除に向けた検討を実施してその結果により継続及び中止の判断をします。

② サービス向上委員会

- 西神の里を利用して頂いております全ての利用者様に、日々の生活をより安心して暮らして頂ける生活空間とケアを提供していきます。

- 気付きを大切にし、利用者様お一人お一人を様々な視点から捉え、日々の状態の変化に合わせた介護サービスを提供できるようにします。
 - 外部研修会に参加し、その内容を内部研修会にて勉強会として開催し、よりサービスの充実と職員のスキルアップを図ります。
- ③ 事故対策委員会
- 平成26年度より実施している事故・ヒヤリハット報告書の集約データを作成し、そのデータを元に内部研修会の開催にて発生している時間帯や場所、内容についての傾向とその対応策を重点項目の目標値として未然に事故を防ぐよう引き続き実施していきます。
 - 月に1度、事故委員会を開催した中でヒヤリハットや事故報告書の分析・検討を行い施設内での情報共有を行うよう再び同様の事故が起らないための対策を立て、それを月刊目標として職員全体で事故に対する意識向上を目指します。事故後、速やかに事故改善対策を検討・実施し、実施後安全レベルに達しているか経過観察を行います。
- ④ 褥瘡予防・感染症対策委員会
- 感染症の正しい情報の入手として神戸市保健所主催で実施している感染症対策特別講座を担当委員が感染症についての知識を得るために研修会へ参加して、その内容についての内部研修実施による全職員への水平展開を図ります。
 - 感染症の流行を知り、その対応予防策の徹底を行うことにより感染症を防ぎます。
 - 褥瘡については現在褥瘡処置のある方の対応については継続して早期治癒を目指します。
 - 褥瘡になりそうな可能性のある方への対応方法としての予防策を委員会にて検討し新たな褥瘡を作らないようにし、その対応策を全職員が徹底できるような体形を構築します。
- ⑤ 胃瘻・吸引安全管理委員会
- おおむね2か月に1回程度の現場での委員会にて胃瘻・吸引についての現状確認として委員会を開催し、個別対応について検討します。
 - 研修について経過措置での吸引・胃瘻業務実施可能者については看護師の指示、指導の元において随時実施するように計画します。
 - 兵庫県看護協会実施による2号研修については受講していない職員へ積極的に受講していくように申請します。
 - 当事業所においては兵庫県登録特定行為事業者として登録し、登録番号281100036Aを受けています。また、特別養護老人ホームだけではなく、短期入所生活介護事業所も兵庫県登録特定行為事業者として登録してお

リショートステイ利用者についても受け入れ可能な状態であることから受け入れを実施していきます。

⑥ 口腔ケア委員会

- 全利用者様の口腔ケアを実施し、協力歯科医院や看護師と連携して誤嚥性肺炎や口腔内の乾燥を予防し、又口腔内の病気の予防に努め、利用者様に美味しく味わいながら食事ができ、健康維持が出来るようにしていきます。

⑦ 食事委員会

- 利用者様一人ひとりに適した食事サービスを提供するために食事形態や自助具、食事時の姿勢などの適宜見直しを行い、実施します。
- 食事を栄養としてだけではなく、安全で美味しく、見て楽しんでいただけるように取り組みます。
- 可能な限り、経口摂取が続けられるよう多職種と連携して取り組んでいきます。

⑧ 排泄委員会

- 日常の生活動作能力（ADL）の中でも排泄介助が一番デリケートな部分であり、重要な部分であることと捉え安全で安心した介助を心掛けていきます。
- 一人ひとりの排泄状況に応じた無理のない、自尊心を尊重した排泄ケアを行います。
- プライバシーに配慮し、技術的ケアだけではなく心理的ケアにも取り組みます。

⑨ 入浴委員会

- 利用者様の身体状況に応じた入浴介助を行い、入浴時に全身の観察と早期異常発見に努めます。
- 利用者様に心地よい入浴を提供するため、利用者様の身体状態を考慮し生活習慣に合わせた入浴方法の検討を行います。
- プライバシーに配慮した介助を行い、季節の行事を取り入れた季節感を感じることができる入浴を提供し、楽しんで入浴していただけるように取り組みます。

⑩ 環境整備・非常災害対策委員会

- 3か月に1回委員会を開催し、利用者様に居心地良く過ごしていただけるように備品の不都合等を情報収集し、より使いやすい物や便利な物を見つけ出して快適な生活環境の整備を行っていきます。
- 職員の働く環境の改善も視野に入れ環境の整備に努めます。
- 昨年に引き続き車椅子の整備不良・洗浄の放置があり、今後は修理・洗浄を迅速に行います。

- エアコン・加湿器等のシーズン終了後は、次期使用の為に掃除を行いすぐに使えるよう維持管理していきます。
- 年間2回の消防訓練及び災害時に備えた1.17の備蓄食の試食や防災マニュアルによる防災点検の実施。地域防災コミュニティへの参加を行い、防災意識の向上に努めます。

⑪ 広報委員会

- 西神の里ホームページを稼働し2年が経過しましたが毎月1回の更新についてはブログの更新のみであり、ホームページの活用まで至らなかったため積極的にアップロードを行います。
- 社会福祉法人の情報開示が義務付けられ、ホームページにおいても開示していますが内容の充実を図るべく、ホームページの見直しを行い、閲覧件数が増えるような内容を検討します。

⑫ ワクワク委員会（案）

- 魅力のある職場になるには職員が何を希望し何を求めているのかを把握し、実現可能なことを実践することで西神の里に勤めてよかったと思える職場を目指すため、職員の定着と新しい人材の確保を目指す委員会とします。処遇面の充実や職員教育、福利厚生についての検討、慰安や懇親によって円満で円滑な職場環境になるように努めます。

⑬ 人事考課委員会

- 人事考課制度を導入し、試行錯誤しながらも制度の浸透とその機能について職員に理解され、職員自身の目標設定を管理者との面談を通して設定することで明確化されてきており、有効に機能してまいりました。人事考課制度をより活用すべく委員会として管理職員全員が所属部署関係なく、西神の里の職員ひとりひとりを支えていくシステムとして活用し、キャリアパスも導入することで職員のキャリアアップも可能となり、職員が働き甲斐のある夢の持てる職場になり、より良い職場になるように努めます。

3. 施設介護サービスの基本

(1) 安全で快適な生活に向けての援助の実施

- ① 利用者様個々の身体状況や精神状況に応じた個別対応を行い、いかに快適に過ごしていただけるかを日々検討し援助していきます。
- ② 利用者様のニーズの把握によりケアプランの立案を行い、個別援助にて利用者様はもちろん家族様も満足していただけるような援助を行います。

(2) 利用者様の情報共有

介護職員間での情報共有はもちろんのこと、看護、相談職との情報共有を行い、ご家族様への情報提供及び外部関連部署への情報提供を実施し、正確かつ

迅速な対応を心掛けるとともに個人情報保護にも留意していきます。

(3) 苦情や相談の対応

苦情や相談の対応は、迅速かつ丁寧な対応を行います。また貴重な意見として受け止め、施設の対応方針を決定します。決定した対応方針は全職員に周知徹底し、統一した対応を実施します。

(4) 施設サービス計画

新入所決定時には暫定ケアプランの立案を行い、1か月後にカンファレンス開催しケアプランの決定にて同意を得た上で実施します。また、入所以降は6か月に1回の定期的なカンファレンス開催にて施設サービス計画の見直しを実施し、ケアプランを決定、同意を得た上で実施します。この他に利用者様の退院時及び状態の変化のあった場合には随時カンファレンスを開催し、ケアプランの変更決定、同意を得た上で実施します。また、死亡退所された場合には偲びのカンファレンスを開催し、故人を偲ぶとともによかったことや、できなかったこと等の意見を集約することで他の利用者様へのサービスに反映できるようにすることと、職員の励みやスキルアップが図れる機会とします。

(5) 施設サービスの提供姿勢

利用者様は人生の大先輩であり、お客様であることを認識してその利用者様との会話が如何なる状況であっても敬語もしくは節度のある言葉で対応することが援助職者として当然の義務であることを周知徹底します。

4. 介護職員業務

- (1) 利用者様の人権・意思・尊厳・プライバシーを尊重し、個々に応じたケアの提供と利用者様個々の施設介護サービス計画に基づいた個別援助により安心で安全な安らぎのある生活を提供していきます。
- (2) 介護従事者は介護技術や接遇マナーなど、スキルアップを念頭に資質向上のための研鑽を怠らないようにします。自己の支援に対する取り組み方を常に見つめ直し、初心を忘れず、ひとつひとつのケアを大切にサービスの質の向上を図ります。また、研修を通じて学んだことや得たことを職員全体にそれらを共有し、現場で活用できるようにします。
- (3) 生活の場である施設の美化および修理修繕を早期に対応することで生活環境がより良くなるように努めていきます。
- (4) その人らしい生活を送っていただくためにコミュニケーションを大切にし、利用者様の小さな異常を見逃さず、一日でも長く健康で過ごしていただけるように支援させていただきます。

5. 医療職員業務

(1) 健康の保持と医療機関の確保

- ① 利用者様の現病や既往症の把握を行い、必要に応じて各種検査の実施の結果により主治医の所見を伺い、病状改善に努めます。
 - ② 嘱託医および協力医療機関との密接な情報共有を行い、また積極的にその他の医療機関との連携に努め、利用者様が必要とする必要な医療提供が十分に確保できる体制の整備強化に努めます。
- (2) 普段から利用者様の健康状態を把握し、日常の看護、介護を通して情報共有により早期な異常発見・速やかな対応に努めます。
 - (3) 感染症対策・褥瘡対策委員会と連携を図り、感染症に対するマニュアルに沿って感染症に対する知識・対応策を施設職員への教育を実施します。
 - (4) 看護師による夜間オンコール体制により利用者様の異常への対応の指揮をとると共に、救急時の連絡体制の確保、緊急時想定教育を実施します。
 - (5) 看取り期にある利用者様及び家族様の意思を尊重しながら多職種で協働し、安らかな最期が迎えられよう支援するため介護職員への指導（西神の里におけるターミナルケアの概念・医療的な知識）をしていきます。

6. 相談員業務

- (1) 利用者様の生活全般における状況を把握し、そのご家族様との連絡を密に報告すべき事項が発生すれば速やかに報告するとともに、相談や苦情に対しても迅速かつ丁寧に対応します。
- (2) 利用者様の入退所や入退院においてもご家族様との連携を図り、利用者様本位の対応に心掛けます。
- (3) 関連機関との定期的かつ継続的な情報共有を行うことによって、利用者様にとって必要な時に必要な社会資源が提供できるような連携体制を築き、ニーズに応えられるように努めます。
- (4) スムーズな入所ができるよう事前に新規入所者との面談や家族様や関係機関との連携に努め、各部署への情報提供を行います。
- (5) サービス担当者会議のご家族様の出席率を60%の目標としましたが50%程度でした。今年度は家族様との日程調整の充実を図り、出席率を70%以上の目標とします。

7. 栄養管理

- (1) 各部署連携のチームケアによる「脱水・低栄養・褥瘡・接触・嚥下障害」の早期発見、早期対応、利用者様の身体・機能・精神状態や病態、食習慣を考慮した食事の提供を行い、利用者様の「健康長寿の延伸」を目指す。その為に血液

検査データやBMI、食事の摂取状況等から栄養状態を把握し、その情報を他職種に発信することにより専門職一人ひとりが協力して多方面から見ていきながら、より適切なケアを行うためのプランを立てられるような環境を整え、栄養マネジメントを実施します。。

- (2) 地産地消の取り組みとして、地元で収穫された新鮮で安全な米や野菜類を食材として使用し、ご利用者様の健康に役立てます。
- (3) 個々の栄養状態に合わせた食事の提供だけでなく、生活の中で楽しみとなる食の提供を目指し、バイキングやセレクトメニュー、季節の食のイベントなど個々のご希望を大切に食事提供を行います。また、陶器食器を使用するように給食業者と連携し、取り組みます。
- (4) 日頃からご利用者様の食事習慣や嗜好を把握し、普段の食事提供において対応するとともにターミナル期を迎える時期にも充実した食事の提供ができるようにします。
- (5) 安全で衛生的な食事提供のため、日々の衛生管理の実施強化をします。

8. 機能訓練

- (1) 対象利用者様毎に可能な限り自立を目指した機能訓練計画を作成し、効果の確認を行いながら継続的に機能訓練を実施します。
- (2) 機能訓練を希望しない利用者様や機能訓練を実施することによって機能回復の可能性があると判断される利用者様には、レクリエーション等を通じて楽しく参加できるような機会を設け、機能の回復や維持及び減退予防を目指します。

9. 社会資源の活用及び社会資源として施設の提供

- (1) 積極的な各種ボランティア団体や個人でのボランティアの受け入れを実施します。また、定期的に受ける側と受け入れる側の意向確認を行い、双方が充実した結果が得られるような活動となることを目標とします。
- (2) 近隣地域での各種活動の支援や施設行事等を通じて地域住民が参加しやすいような働きかけを行います。
- (3) 地域における各種事業所との連携を行い、社会資源として当施設を利用していただくことにより地域への還元と貢献になるようにしていきます。

10. 終末期から看取りケア

- (1) 老人福祉法により、特別養護老人ホームは「終の棲家」とされています。利用者様はさまざまな事情により施設に入所され、いずれは終末期を迎えることとなります。利用者様はそれぞれ持病があり、また新たな病気を発症されることにより治療を受けても回復の見込みが無い場合があります。そのような利用者様に

対しご家族様の意向や同意を得た上で、当施設では（看取り）ターミナルケアを実施します。

- (2) 新入所時とケアカンファレンス開催時に家族様への意向確認を行い、現在のお気持ちを確認した上でターミナルケアをご意向とされる利用者様へのターミナルケアを実施します。
- (3) 当施設のターミナルケアは、利用者様が最後まで尊厳を保ち、安らかな気持ちで生きることが出来るように支援し、ケアを実施します。たとえ回復することが期待できない状況でも残された時間をできるだけ身体的・精神的苦痛を緩和し、その人らしい人生の最期を迎えられるように支援していきます。
- (4) また、ご家族様の気持ちを理解し支え、悲しみや苦しみを分かち合うための支援をします。そのため、ご家族様には病状の説明を随時行いご意向に沿ったお世話を職員一同、誠意をもって行っていきます。
- (5) ターミナルケア実施時にはご家族様が利用者様に寄り添いやすい環境づくり（個室での対応等）や配慮を行い、当施設で終末を迎えることができよかったですと思っただけのよう対応していきます
- (6) ターミナルケア終了後には偲びのカンファレンスを開催し、ターミナルケア時におけるケアの実施の反省としてどのようなケアを実施したのか、何ができ、何ができなかったのかを各職員が意見を出し、今後のケアに生かせる機会としていきます。

11. 年間行事計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体行事	お花見	しょうぶ湯 母の日	父の日	七夕	夏祭り	敬老会	運動会	音楽会	クリスマス会 ゆず湯	初詣	節分	ひな祭り
グループ行事	お花見	春の遠足	春の遠足	外食			コスモス畑		お餅つき 忘年会	新年会		
食事イベント	天ぷら実演			デザート バイキング			オードブル	バイキング	クリスマス メニュー	おせち料理		握寿司 バイキング
お誕生日	第3水曜日 天ぷら実演	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日 デザートバイキング	第3水曜日 夏祭り屋台	第3水曜日	第3水曜日 オードブル	第3水曜日 バイキング	第3水曜日 クリスマスメニュー	第3水曜日 おせち料理	第3水曜日	第3水曜日 握寿司バイキング
おやつクラブ	第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日	
料理クラブ		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日		第1水曜日
壁画クラブ	春の壁画			夏の壁画			秋の壁画			冬の壁画		
園芸クラブ		花壇植替え 夏野菜を植える		夏野菜収穫	夏野菜収穫	夏野菜収穫	冬野菜を植える	花壇植替え 芋ほり	正月花飾り 冬野菜収穫	冬野菜収穫		
書道クラブ	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回

12. 各委員会活動及び会議

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身体拘束ゼロ 事故対策委員会	第2火曜日	第2火曜日	第2火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日	第3火曜日
感染症対策 褥瘡対策委員会	第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日	
胃ろう・吸引 安全管理委員会		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日		第3火曜日
食事委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
排泄委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
入浴委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
サービス向上 委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
環境整備 災害対策委員会	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
広報会議	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
特養職員会議	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日	第3水曜日
通所職員会議	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日	第2水曜日
定例会議	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時	毎週火曜日 午後1時
食事会議	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日
入所判定 委員会	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日	第4火曜日
内部研修		事故対策		高齢者虐待 感染症		接遇・マナー		看取りケア			高齢者虐待 感染症	法令遵守 個人情報保護
新人職員研修	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)	随時(虐待研修)
ワクワク 委員会(案)	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日	第1火曜日

Ⅲ 短期入所生活介護

1. 重点目標

- (1) 短期間の定期利用の方を多く利用に繋げ、特養空床利用を含め目標稼働率を105%とします。
- (2) 加算取得に当たり、継続的に加算取得条件を満たしているか精査してから請求業務に着手します。また、その根拠書類を整え保存管理を行います。
- (3) 加算取得していたものが加算条件を満たさなくなった場合は、関連書類の変更をして関係官庁に遅滞なく届出を実施します。また、利用者様や居宅介護支援専門員にこの旨の説明を実施してからサービス提供を開始します。
- (4) 特養相談員との連携を図り、特養入所候補者としての推薦や特養入院者の空床ベッドの有効利用に努めます。
- (5) ショートステイとデイサービス共通の利用者様の情報を共有する事により、どちらのサービスを利用された場合にも統一された個別対応サービスを提供出来る様に努めます。
- (6) 特養の行事計画と連携して充実した余暇を過ごしていただくようにします。
- (7) 現在利用者していただいている利用者様のケアマネジャーやご家族様に利用状況や伝達等密接連携に努め、意向も常に把握し継続的利用を維持します。
また、他の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに空き情報を伝え、利用希望の新規利用者様の開拓を行い、空床の有効利用に努めます。
- (8) 利用者様の所持品の「忘れものゼロ」を目指します。

2. 短期入所生活介護サービスの基本

利用者様に対して、お客様であることを念頭に置き、丁寧な言葉かけ、和やかな雰囲気を保ち、安全で質の高いサービスを提供することは当然であり、利用者様が在宅生活を継続出来るように利用者様や家族様の意向を確認して常に利用者様の立場に立った支援を行います。

3. 受付業務について

- (1) 利用依頼があれば担当部署でなくても利用についての情報が提供できる体制を整え、できるだけ迅速な対応を心掛けます。
- (2) 利用依頼があれば、家族様や居宅介護支援専門員等からの情報提供のみならず必ず本人様及び家族様との面接を行ってから利用を実施します。
- (3) 利用決定後においても利用当日まで家族様や居宅介護支援専門員等との連絡を密にして利用を実施します。
- (4) 医療度の高いケースや困難事例の場合には関係部署との検討会をもち受入決定をします。

4. 苦情対応について

苦情の対応は貴重なご意見として受け止め、迅速かつ丁寧な対応を心がけ、施設の対応方針を早急に決定します。決定した対応方針や改善点は全職員に周知徹底し、統一された対応を実施します。

5. 介護職員業務

- (1) 居宅介護支援専門員が作成したケアプランに基づいて、短期入所生活介護相談員が短期入所生活介護サービス計画を作成し利用者様及び家族様の同意を得て介護者によってサービス提供方法が異なることが無いように統一されたサービスを提供します。
- (2) 利用者様とのコミュニケーションを大切にし、そこから利用者様の課題やニーズを見つけだし個々に合った対応を行います。
- (3) 食事・入浴・排泄などの日常生活を、身体・精神状況を踏まえ、残存機能を発揮出来るように工夫し安全に安心して過ごして頂けるように支援します。

6. 医療処遇

- (1) サービス利用前の面接及び居宅介護支援専門員からの健康状態の情報を面接者が利用者様のフェイスシートとして作成し、介護部門・看護部門・栄養部門他全職員が共有します。
- (2) 日常介護を通じて知り得た情報を看護部門に報告して健康状態の異常の有無を把握し、早期発見・早期対応に努めます。
- (3) 入所当日及び入浴前に健康チェックを実施し、常に状態を観察して異常があれば利用者様の主治医へ報告をして指示に従い対応します。この旨を家族様や居宅介護支援専門員に報告を行います。

7. 栄養管理

- (1) ご利用者様の日頃の食事習慣や嗜好を最大限に考慮した食事提供を行い安心して過ごしていただけるように配慮するとともに、栄養的に計算された食事提供を行う中で健康の推進を図って頂くよう努めます。
- (2) 地産地消の取組みとして、地元で収穫された新鮮で安全な米や野菜類を食材として使用し、ご利用者様の健康に役立てたい。
- (3) 提供する食事について、献立にご利用者様のご要望（食材・量・盛り付け・色合い・季節感など）を反映できるように給食委託会社と連携し取り組んでいきます。
- (4) おやつや昼食作りをレクリエーションに取り入れ、利用者様と職員と一緒に調理する事で楽しく、おいしい食事を食べることができる食事提供に努めます。

8. 機能訓練

- (1) 利用者様又は家族様の依頼により実施することを基本としますが、利用中に機能訓練が必要と思われる際には利用者様・家族様・居宅介護支援専門員に提案して同意を得た上で実施します。
- (2) 当施設の機能訓練指導員を中心に介護職・医療職・利用者様・家族様・居宅介護支援専門員と相談の上で機能訓練計画を作成して計画に基づき訓練を行い、身体機能の維持・向上に努めます。

9. 送迎

- (1) 送迎時間や交通ルールを遵守し、余裕をもった運転で安全かつ快適な送迎となるように努めます。
- (2) 大型車両による複数の利用者様の同時送迎を実施する場合や見守りが必要なご利用者の場合等、状況に応じて添乗員を配置します。
- (3) 送迎時間については、前日に家族様・本人様と相談の上決定し、送迎を行います。

IV 通所介護

1. 重点目標

- 上半期：ご利用者1日平均17.5名、上半期終了時稼働率を80%とします。
- 下半期：ご利用者1日平均20.0名、下半期終了時稼働率を90%とします。
- 1年間を通しての平均稼働率を80%を目標とします。
- ケアプランに基づいた通所介護計画を作成し、適正なサービスとご利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- ご利用者及びご家族の各種相談に応じ、信頼関係の構築を図り、安心して在宅生活が続けられるように支えていきます。また、可能な限り最期の時までデイサービスを利用継続していただき、ご家族様の介護負担を軽減と西神の里デイサービスを利用して良かったと思っただけけるよう努めます。
- どのような状態の利用者様（高い介護度、重度の認知症）でも利用していただけるように職員のスキルアップを図ります。

2. 取組み内容

- ① 食事代390円（おやつ込み）の継続と、また、ケアマネジャーを招待し、昼食試食会の開催。
- ② 夕食希望のあるご利用者への夕食の提供。
- ③ 職員のレクリエーション技術の向上による内容の充実。
- ④ ご要望に応じて柔軟な利用時間の対応。
- ⑤ 外出レクとして、デイサービス以外は外出できない方を中心に職員と一緒に「外出訓練」を目的とした四季の花々の鑑賞や金銭感覚を損なわないような買い物外出など、外に出かけることへの意欲の向上、きっかけになるようにします。
- ⑥ 楽しくできるリハビリの企画。
- ⑦ 柔整師による無料マッサージの継続。
- ⑧ 日常生活動作の中での生活リハビリテーション。

- ⑨ DVDや音楽を活用したリズム体操。
- ⑩ 遊び感覚でできる手指の運動。
- ⑪ 園芸療法として、気候のいい日は畑まで散歩し、種まき、水やり、収穫、また、収穫した野菜の試食を行います。
- ⑫ 手芸クラブで、座布団カバーなどデイサービスで使用するものや飾り、小物作りなど職員と一緒に作り、作品を地域の文化祭に出品します。
- ⑬ 喫茶コーナーにて居心地の良い空間にてゆっくりとくつろいでいただけるスペースを活用します。また、入浴待ちの際にもビデオを上映し楽しめる空間作りを行います。
- ⑭ 洗濯サービスを継続しますが持続性を考え、有料化も検討していきます。

3. サービス提供方針

- ケアプランに基づいた通所介護計画書を作成し、計画に基づいた統一したケアサービスを提供します。
- ご利用者様、ご家族様のご要望に応じ、自宅で毎日をより元気に過ごす事ができるようにします。
- 認知症（高齢者）、精神的ケアの充実と身体的機能の維持と向上を図ります。
- 職員間の連携（報告・連絡・相談）の徹底を図ります。
- 無駄を省き、業務の効率を上げ、利用者様との時間を大切にします（経費の節減に努めます）。
- 平成28年度は神戸市認知症介護基礎研修に1名参加しました。研修内容を活かした認知症介護の実践を行います。また、今年度も神戸市認知症介護実践研修に参加し、職員のスキルアップを図ります。

ご利用者様の意思及び人格を尊重し、心身機能の維持向上を図り、在宅生活を支援するとともに、デイサービスで社会との交流をすることにより孤立感を解消し、豊かな毎日となるように援助します。

4. 栄養管理

- (1) 視覚・嗅覚・味覚すべてに満足していただけるような食事を提供します。
- (2) 地産地消の取り組みとして、地元で収穫された新鮮で安全な米や野菜類を食材として使用し、ご利用者様の健康に役立てるように努めます。
- (3) お菓子作りレクなどを通してご利用者様との交流を深め、“ご利用者様を知る”とともに献立作成業務に反映し、食事に関する行事やレクリエーションがデイサービス参加への楽しみの一つとなっただけのように努めます。
- (4) 陶器の食器を使用し、おいしく召し上がっていただきます。適時適温提供を実施し、料理によってはデイサービスでの配膳や盛り付けを継続していきます。

【業務内容】

8 : 30	送迎
9 : 20~9 : 30	ご利用者到着 バイタル測定、水分補給
9 : 50~	入浴、整容、ティータイム
11 : 40~	ラジオ体操、嚙下体操
12 : 00~	昼食
12 : 45~14 : 00	静養、自由時間
13 : 30~15 : 00	レクリエーション、創作活動
15 : 00~	おやつ
15 : 30~16 : 30	脳活性プログラム、ご要望者への個別機能訓練
16 : 30~17 : 00	機能訓練体操
17 : 00~	送迎
17 : 30~18 : 00	清掃、翌日の準備、記録、ミーティング

【年間行事計画】

4月	お花見、ボランティア
5月	しょうぶ湯、日帰り旅行、ボランティア
6月	外食、季節のお菓子作り、ボランティア
7月	七夕祭り、流しそうめん、ボランティア
8月	夏祭り、ボランティア
9月	敬老会、ボランティア
10月	運動会、外食、ボランティア
11月	遠足、ボランティア
12月	クリスマス会、ゆず湯、ボランティア
1月	初詣、外食、ボランティア
2月	節分、バレンタインデー、ボランティア
3月	ひな祭り、季節のお菓子作り、ボランティア

VI 居宅介護支援事業

1. 重点目標

(1) 目標受託件数を28件75%とします。

28年度は新規の紹介を岩岡あんしんすこやかセンター、山崎内科医院や介護老人保健施設からの紹介、ロングショートステイ入所での相談で受託することができましたが年度平均65.9%で前年度の70.7%も下回る状態になってしまいました。西神の里デイサービスや西神の里短期入所生活介護からの紹介もあり、今後も同一事業所内での連携を深め、病院の地域医療連携室や居宅介護支援事業所、介護老人保健施設へ直接足を運んでの情報提供や連携に努め、受託件数のアップに努めます。

(2) ケアマネジメントの充実

① アセスメント

利用者様や家族様の状況について、常に変化があるものという認識を持ちながら適宜アセスメントを実施することにより利用者様の状態像を把握するようにします。

② ケアプランの作成

アセスメントで抽出した状態像を元にケアプランを作成しますが、利用者様・家族様の意向を取り入れた上で専門職としての見解も含めたケアプラン作成を行い、内容の充実化・具体化を図ります。

③ モニタリング

ケアプランの内容を具体化することによって、サービスの利用状況や状態変化の確認を行います。

(3) サービス担当者会議の充実

① 適切な時期（ケアプラン更新時・要介護認定変更申請時）にサービス担当者会議を開催します。

② 開催の目的を明確にするために事前に課題抽出をしておきます。

③ 関係者が欠席の場合は照会依頼をします。

④ 主治医への出欠の確認と所見の依頼を行い、医療との連携を図ります。

⑤ 利用者様、家族、サービス事業者等の参加で課題をチーム全員が共有すると共に、支え合っている実感を持って頂けるようにします。

⑥ 会議の記録作成時には、本人様や家族様の意向・主治医の見解などを記載し、チーム全体で把握しやすいようにします

(4) 継続的なケアマネジメントの充実

どのような目標をもってサービス利用するのかを明確にし、利用者様、家族様、サービス事業所等にサービス担当者会議を通じて周知します。利用者様の状態の変化に応じて継続的に適切なサービスが提供されるように支援

し、入退院を繰り返す場合でも病院の地域医療連携室との連携を図り、継続的なケアマネジメントが実施できるように努めます。特に退院時は大きな状態変化が考えられることから病院への訪問等による状態の確認と病院内でのカンファレンスに積極的に行い、ケアプランの見直しを行います。

(5) 総合事業における受託

介護保険制度改正により要支援者への支援が平成29年度より神戸市総合事業へ順次移行されます。新しく介護予防ケアマネジメントの類型や関連様式が定められ、介護予防ケアマネジメント研修を受講した上で介護予防ケアマネジメントを行う必要があります、平成28年度中に研修受講しました。介護予防ケアマネジメントを実施できる体制を整えましたので岩岡あんしんすこやかセンター等と連携を密に行い、総合事業への対応を行います。また、他地域からの総合事業についても各自治体や地域包括支援センターと連携を行い、対応していきます。

2. 支援の基本

- (1) 介護保険制度の理念を旨とし、要介護者である利用者様が尊厳を持って、自立した生活を営めるように、介護サービスを利用して健康保持増進・能力向上維持に努めます。
- (2) 利用者様の自己決定権の尊厳、自分らしい望まれる生活の継続及び自立支援を念頭におき、利用者様の意向を確認し、専門職としての視点で利用者様が望む生活に近づけていくよう支援します。
- (3) 利用者様の自立支援に資する適切なケアプランを作成し、プランに添ったサービスが提供されるよう介護保険適用の公的サービスに限らず、インフォーマルサービスや家族の支援の位置づけを考慮し、望まれる生活が維持できるよう支援します。
- (4) 運営基準を遵守し、信頼される事業の展開をしていきます。
- (5) 公平・中立性

居宅介護支援事業所が施設に併設されている為、サービスが偏りがちにならないように利用者様の立場からサービスを検討していき、利用者様およびサービス事業者との関係において、公平・中立の立場でサービスを検討します。

利用事業所選定の際には利用者様の希望を伺い、希望事業所の有無を確認します。また、利用者様の希望がなければ条件に合う事業所をピックアップし、その中からお試し利用等活用しながら事業所を決定します。

V 高齢者生活福祉センター

1. 運営方針

当事業は、神戸市の委託事業として開設を平成13年より16年間事業展開してきましたが、開設目的を果たした事業として平成23年度より事業縮小廃止に向けての方向性が決定し、平成27年度末で廃止することが決定しています。平成29年3月末で定員20名のところ入室7名になっています。入所者様の介護度も上がってきており、現在7名の年齢・介護度・入所期間等は表—1のようになっています。

表—1

入所者	年齢	介護度	入所年数	入所年月日
1	84	要介護2	16年	H13.4
2	87	要支援2	6年11ヶ月	H22.3
3	88	要介護3	16年	H13.4
4	95	要介護2	16年	H13.4
5	97	要支援2	11年10ヶ月	H17.6
6	97	要支援2	9年4ヶ月	H19.11
7	99	要支援2	10年7ヶ月	H18.9

高齢者生活福祉センターの委託費は、表—2の様になっております。

表—2

入所人数	11人～20人	6人～10人	1人～5人
委託金額	1319万	836万	649万

平成28年度の進捗としては、高齢者生活福祉センターの設備とケアハウスの設備が類似していることから軽微な工事で事業変換が出来る旨を提案しましたが、行政の事業計画に既存施設の工事による特養化についての検討を勧められ、従来型特養とショートステイの増床として計画変更し、おおむねの計画について同意を得ることはできていますが現在入居されている高齢者生活福祉センターの利用者について特例措置についてまだ認められていないことから現在も検討中とのことにて返答待ちの状態です。